

様式第1の2（第3条の5関係）

小売電気事業遂行体制説明書

1. 小売電気事業を遂行する責任者

〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

「1. 小売電気事業を遂行する責任者」の欄には、その行う小売電気事業に係る判断を実質的、且つ最終的に行うこととなる責任者を記載すること。

※ 様式第1に記載する氏名（名称及び代表者の氏名）と異なることも有り得る。

2. 小売電気事業を遂行する体制の概要

※下記の記載要領に従って、できる限り詳細に、電気の利用者の利益の保護のために適切に事業を遂行できる体制であることを示す記載をすること。

(記載要領)

小売電気事業を営む上で必要となる業務について、具体的に想定している業務^(注)を記載した上で、どのような体制で行うこととなるかの概要を記載すること。

なお、一部の業務（需給管理等）について委託等を行うこととなる場合には、その内容（どのような業務を誰にどのように委託するのか、委託先の体制等）も記載すること。

(注) 以下の内容について記載すること。

●需要家に電気を販売する具体的方法

①想定している需要家（特高、高圧、低圧需要家、一般家庭、法人等）

②販売方法（店頭での相対販売、インターネットによる販売や小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を他の者に行わせるなど）

③②の具体的方法

●需要家への説明義務や書面交付義務（法第2条の13及び第2条の14）について

①どのような方法で対応するか

②その遵守方法（例えば、従業員向けの内規を定めることとしている場合や、委託先との委託契約に説明義務の遵守を規定することとしている場合には、その旨及び内容も含めて記載すること。）

(記載例)

(1) 事業体制の概要

以下の一例を基に記載する。

一例：

- ・〇〇部（●名）において小売電気事業を統括。（←部署名、役職毎の人数を具体的に記載する）
- ・〇〇部（●名）において料金メニュー立案、顧客管理等を実施。（←部署名、役職毎の人数を具体的に記載する）
- ・〇〇部（●名）において、需給管理を実施。（←部署名、役職毎の人数を具体的に記載する）
- ・〇〇部（●名）において営業、苦情等対応等を実施。（←部署名、役職毎の人数を具体的に記載する）

(2) 販売地域

以下の一例を基に記載する。

一例：

- ・〇〇県を中心とした〇〇電力管内で販売を実施する予定。

(3) 販売対象

以下の一例を基に記載する。

一例：

- ・特別高圧需要家（工場等）
- ・高圧需要家（〇〇市内の庁舎や小中学校等の公共施設、法人、工場等）
- ・低圧需要家（個人事業主、一般家庭等）

(4) 販売方法等

以下の一例を基に記載する。

一例：

- ・弊社グループの取引先の顧客に対して自社が訪問により販売を行う。

○自社販売のみ場合

- ・自社販売（電話勧誘販売、訪問販売、店頭販売、インターネット販売）を行う。

○外部委託販売（媒介・取次・代理）もある場合

- ・当社は自社販売、代理販売及び取次販売を行う。
- ・代理店を使った販売（電話勧誘販売、訪問販売、店頭販売、インターネット販売）を実施する。
- ・グループ会社の小売店舗を活用した代理店販売を実施する。

○媒介、取次ぎ、代理は行わない場合

一例：

「(媒介、取次ぎ、代理は行わない。)を追記する。

(5) 説明義務、書面交付義務

契約前の電気事業法第2条の13(契約締結前書面交付義務)、契約後の電気事業法第2条の14(契約締結後書面交付義務)に基づき、契約前、契約後にそれぞれ別けて記載する。

以下の一例を基に記載する。

<契約前>

一例：

当社と契約を締結しようとする顧客について、電気事業法第2条の13に基づき、供給条件の説明を行い、料金その他の供給条件を記載した書面を交付し、説明義務、書面交付義務を履行する。

※インターネットによる販売を行う場合には、下記文言を追記する。

(また、説明義務(契約締結前)は、次の「電力の小売営業に関する指針」(抜粋)に基づき適切な対応をとることにより説明義務を果たす。

「このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取るにより、説明義務を果たすことが可能と考えられる。」電力の小売営業に関する指針」(P58 抜粋))

<契約後>

一例：

電気事業法第2条の14に基づき、顧客と契約を締結したときは、当社の名称・住所・契約年月日・小売電気事業者の登録番号・小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項について記載した契約締結後書面を交付し、書面交付義務を履行する。

(6) 説明義務、書面交付義務の遵守方法

以下の内容を記載する。

- ・マニュアル又は内規を作成するのか記載する。
- ・勉強会又は研修会の開催方法や頻度について具体的に記載する。

(7) 需給管理業務

以下の内容を記載する。

- ・業務委託先
- ・業務委託内容

※需給管理業務は業務委託かそれとも自社で行うのか。自社の場合は、どのようなノウハウがあるのかを明確にする。

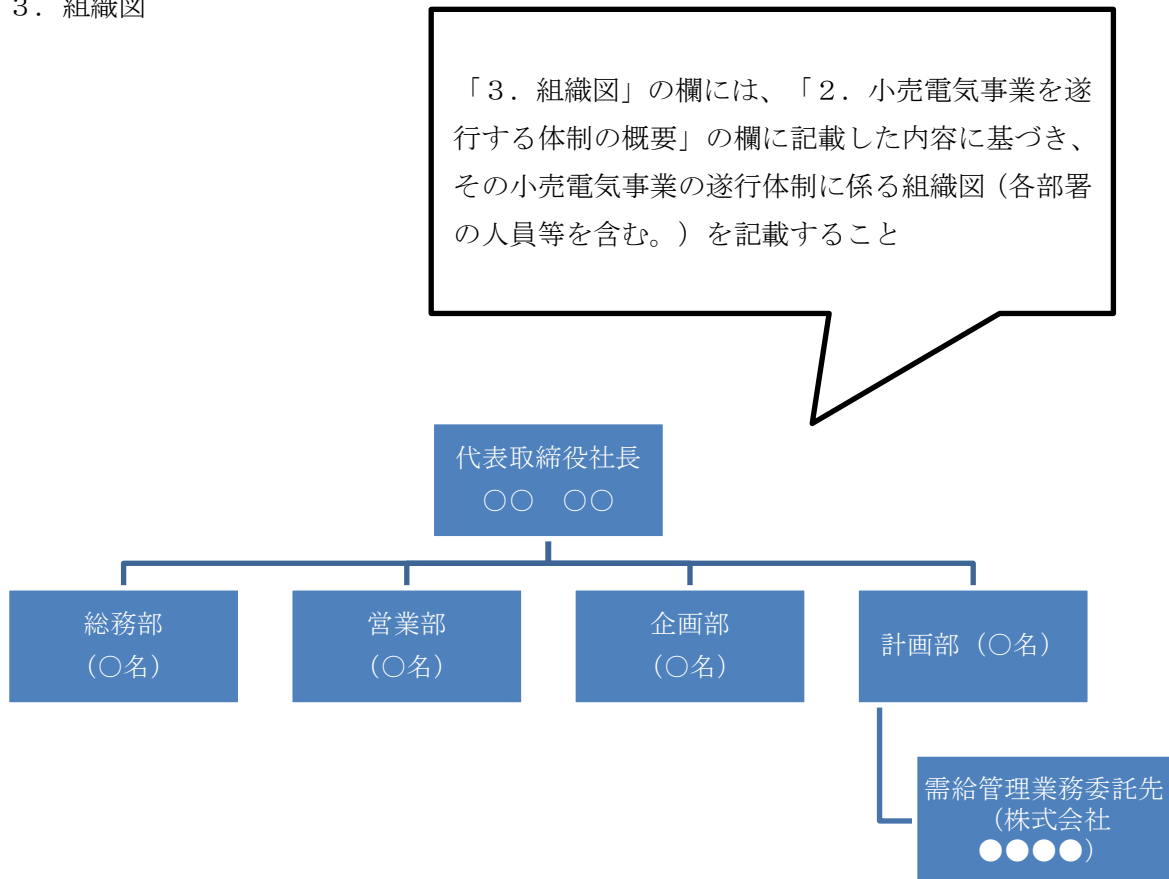
(8) 定款（現行の定款に小売電気事業がなく、登録後追加する場合のみ記載する）

以下の一例を基に記載する。

一例：

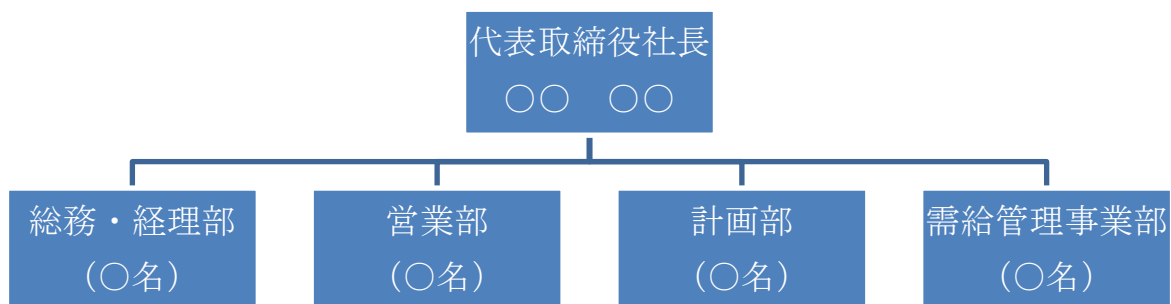
小売電気事業者登録後は、第2条（目的）に小売電気事業を追加する。

3. 組織図



需給管理業務委託先がある場合、体制図を追記。

【株式会社●●●●の体制】



備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。